

令和2年 議案第25号

学校の通学区域の変更

上記の議案を提出する。

令和2年8月20日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、愛知大学跡地の字の区域の設定に伴い、北部小学校及び北中学校の通学区域の一部を黒笹小学校及び三好丘中学校の通学区域に変更する必要があるからである。

学校の通学区域の変更について

みよし市立小中学校の学区設定基準の一部を次のように改正する。

別表第1 小学校区中、

黒笹小学校区中、

「

	黒笹いずみ三丁目	
--	----------	--

」を

「

	黒笹いずみ三丁目	
	黒笹山手	

」に改め、

別表第2 中学校区中

三好丘中学校区中、

「

	黒笹いずみ三丁目	
--	----------	--

」を

「

	黒笹いずみ三丁目	
	黒笹山手	

」に改める。

附 則

この基準は、令和2年8月20日から施行する。

学校の通学区区域の変更

【趣 旨】 愛知大学跡地の字の区域の設定に伴い、北部小学校及び北中学校の通学区区域の一部を黒笹小学校及び三好丘中学校の通学区区域に変更する必要がある。

【内 容】 変更する必要がある対象区域（別図参照）
黒笹山手を黒笹小学校区及び三好丘中学校区とする。

【変更期日】 令和2年8月20日

【参考】

みよし市立小中学校の学区設定基準の一部改正新旧対照表

改正案										現行									
別表第1（第2条関係） 小学校区 ◎黒笹小学校										別表第1（第2条関係） 小学校区 ◎黒笹小学校									
行政区		町名		住所						行政区		町名		住所					
黒笹	黒笹町	伊保道	馬堤	乙部	唐沢	桐山	小特松	三ヶ峯	黒笹町	伊保道	馬堤	乙部	唐沢	桐山	小特松	三ヶ峯			
		清水	下田	大力池上	大力池下	寺山	樋越	中島		清水	下田	大力池上	大力池下	寺山	樋越	中島			
		西新田	野田兼	原山	前田	丸根				西新田	野田兼	原山	前田	丸根					
		大沢の一部								大沢の一部									
	福谷町								福谷町										
	黒笹一丁目								黒笹一丁目										
	黒笹二丁目								黒笹二丁目										
	黒笹三丁目								黒笹三丁目										
黒笹いずみ一丁目								黒笹いずみ一丁目											
黒笹いずみ二丁目								黒笹いずみ二丁目											
黒笹いずみ三丁目								黒笹いずみ三丁目											
黒笹山手								三好丘あおば 略											
三好丘あおば 略										三好丘あおば 略									
別表第2（第2条関係） 中学校区 ◎三好丘中学校										別表第2（第2条関係） 中学校区 ◎三好丘中学校									
行政区		町名		住所						行政区		町名		住所					
黒笹	黒笹町	伊保道	馬堤	乙部	唐沢	桐山	小特松	三ヶ峯	黒笹町	伊保道	馬堤	乙部	唐沢	桐山	小特松	三ヶ峯			
		清水	下田	大力池上	大力池下	寺山	樋越	中島		清水	下田	大力池上	大力池下	寺山	樋越	中島			
		西新田	野田兼	原山	前田	丸根				西新田	野田兼	原山	前田	丸根					
		大沢の一部								大沢の一部									
	福谷町								福谷町										
	黒笹一丁目								黒笹一丁目										
	黒笹二丁目								黒笹二丁目										
	黒笹三丁目								黒笹三丁目										
黒笹いずみ一丁目								黒笹いずみ一丁目											
黒笹いずみ二丁目								黒笹いずみ二丁目											
黒笹いずみ三丁目								黒笹いずみ三丁目											
黒笹山手								三好丘あおば 略											
三好丘あおば 略										三好丘あおば 略									
別表第2（第2条関係） 中学校区 ◎三好丘中学校										別表第2（第2条関係） 中学校区 ◎三好丘中学校									

みよし市立小中学校の学区設定基準の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
黒笹二丁目		黒笹二丁目	
黒笹三丁目		黒笹三丁目	
黒笹いずみ一丁目		黒笹いずみ一丁目	
黒笹いずみ二丁目		黒笹いずみ二丁目	
黒笹いずみ三丁目		黒笹いずみ三丁目	
黒笹山手		三好丘から三好丘おおば 略	
三好丘から三好丘おおば 略			

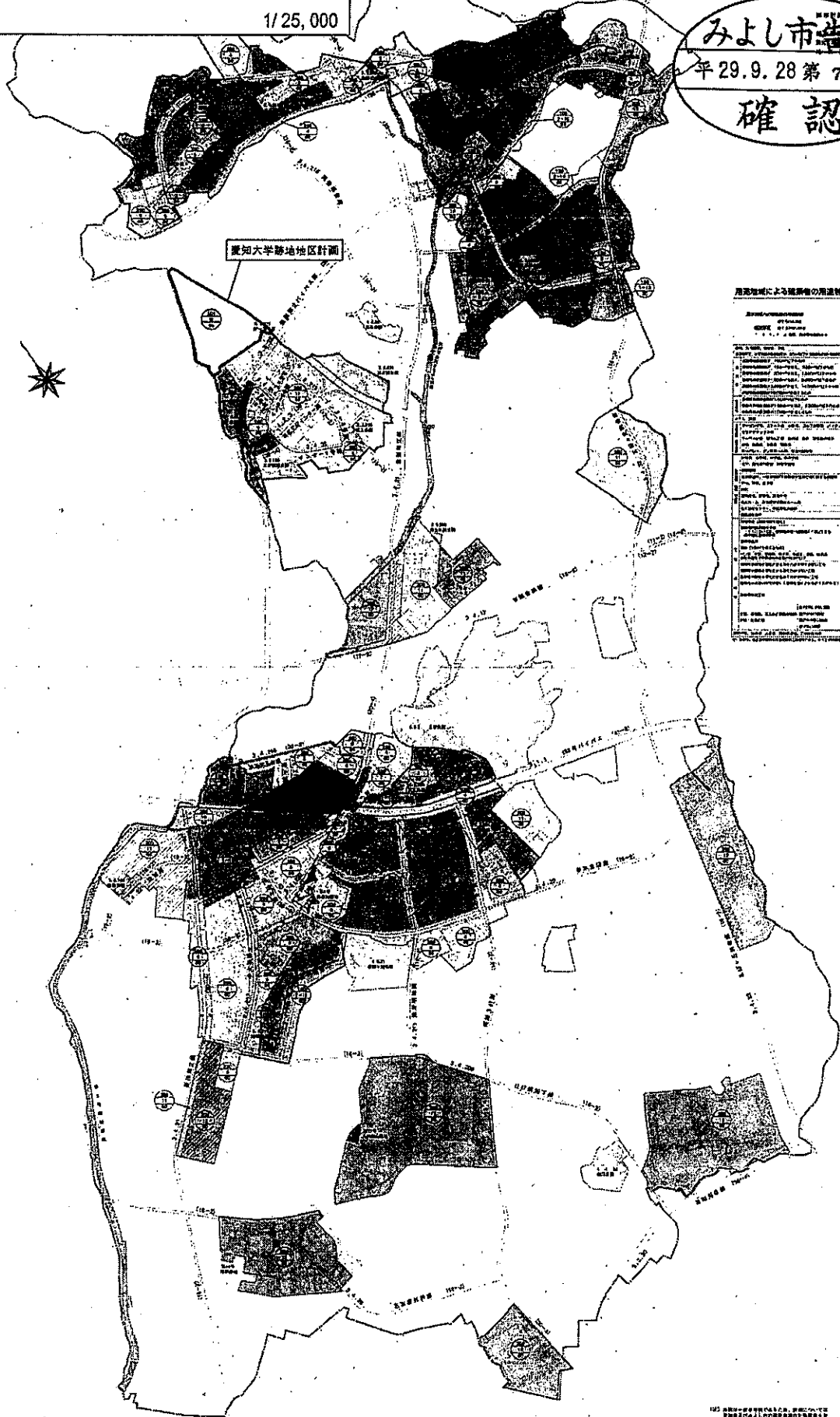
豊田都市計画区域 みよし市都市計画図

豊田都市計画愛知大学跡地地区計画 総括図

1/25,000

みよし市告示
平成29.9.28第71号
確認

豊田都市計画愛知大学跡地地区計画 総括図
1/25,000
みよし市告示
平成29.9.28第71号
確認



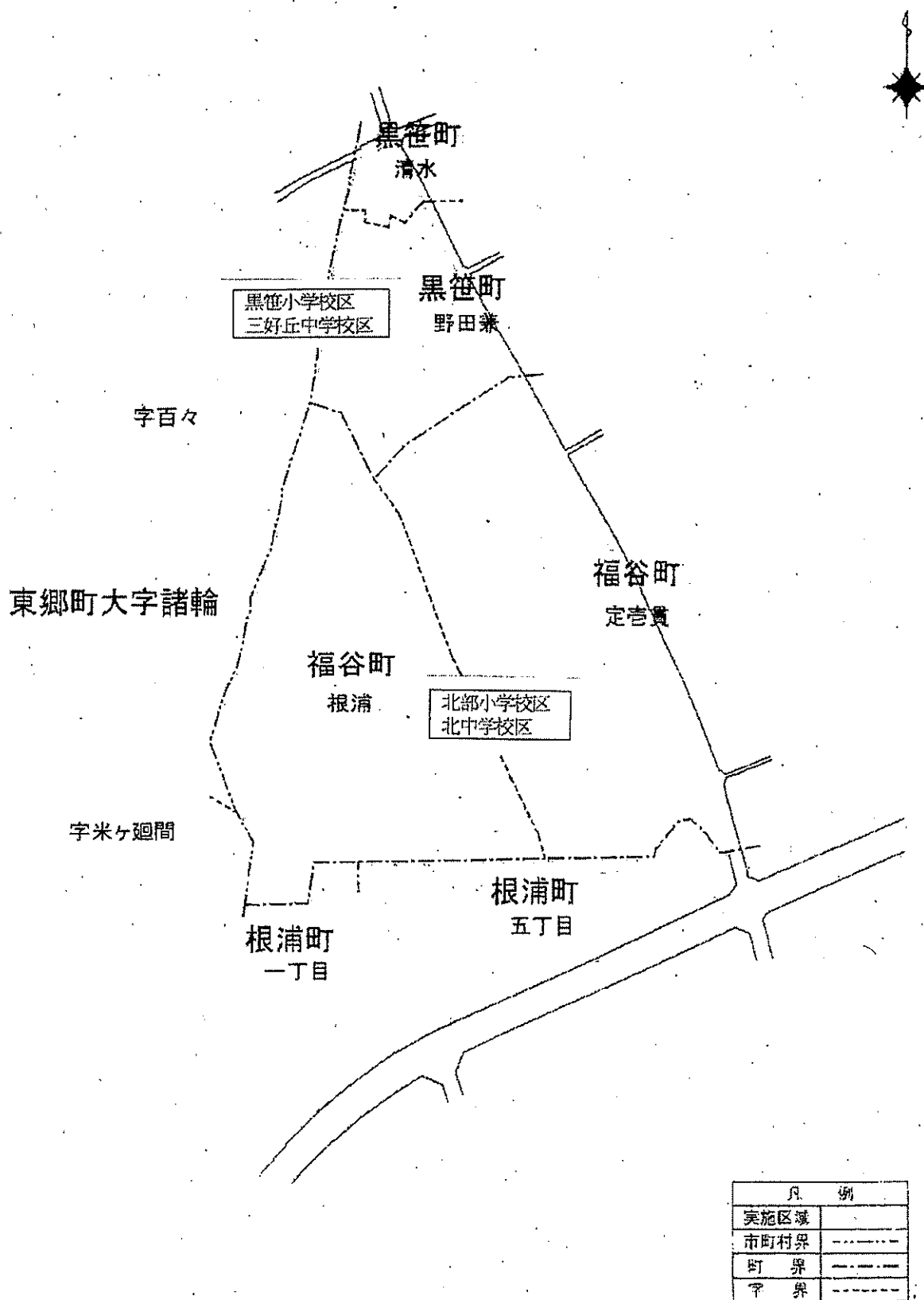
愛知大学跡地地区計画

用途地域による建築物の用途制限の概要

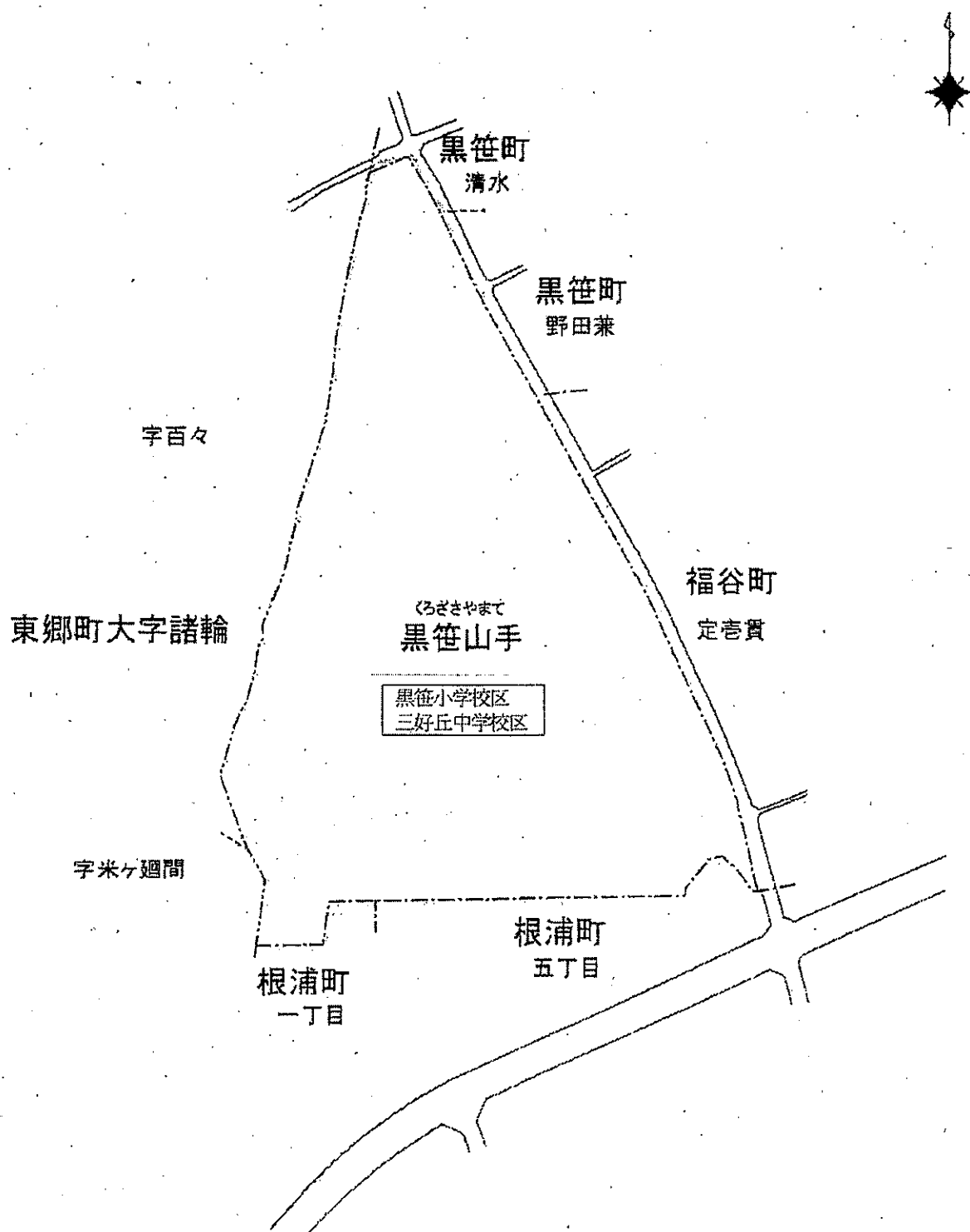
用途地域	建築物の用途制限
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域の建築物
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域の建築物
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域の建築物
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域の建築物
第三種低層住居専用地域	第三種低層住居専用地域の建築物
第一種商業地域	第一種商業地域の建築物
第二種商業地域	第二種商業地域の建築物
第三種商業地域	第三種商業地域の建築物
第一種工業地域	第一種工業地域の建築物
第二種工業地域	第二種工業地域の建築物
第三種工業地域	第三種工業地域の建築物
第一種農用地	第一種農用地の建築物
第二種農用地	第二種農用地の建築物
第三種農用地	第三種農用地の建築物
第一種森林地域	第一種森林地域の建築物
第二種森林地域	第二種森林地域の建築物
第三種森林地域	第三種森林地域の建築物
第一種公園地域	第一種公園地域の建築物
第二種公園地域	第二種公園地域の建築物
第三種公園地域	第三種公園地域の建築物
第一種緑地	第一種緑地の建築物
第二種緑地	第二種緑地の建築物
第三種緑地	第三種緑地の建築物
第一種河川敷	第一種河川敷の建築物
第二種河川敷	第二種河川敷の建築物
第三種河川敷	第三種河川敷の建築物
第一種海岸地域	第一種海岸地域の建築物
第二種海岸地域	第二種海岸地域の建築物
第三種海岸地域	第三種海岸地域の建築物
第一種埋立地	第一種埋立地の建築物
第二種埋立地	第二種埋立地の建築物
第三種埋立地	第三種埋立地の建築物
第一種防災地域	第一種防災地域の建築物
第二種防災地域	第二種防災地域の建築物
第三種防災地域	第三種防災地域の建築物
第一種防災緑地	第一種防災緑地の建築物
第二種防災緑地	第二種防災緑地の建築物
第三種防災緑地	第三種防災緑地の建築物
第一種防災河川敷	第一種防災河川敷の建築物
第二種防災河川敷	第二種防災河川敷の建築物
第三種防災河川敷	第三種防災河川敷の建築物
第一種防災海岸地域	第一種防災海岸地域の建築物
第二種防災海岸地域	第二種防災海岸地域の建築物
第三種防災海岸地域	第三種防災海岸地域の建築物
第一種防災埋立地	第一種防災埋立地の建築物
第二種防災埋立地	第二種防災埋立地の建築物
第三種防災埋立地	第三種防災埋立地の建築物

凡 例
地区計画を決定する区域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第三種低層住居専用地域
第一種商業地域
第二種商業地域
第三種商業地域
第一種工業地域
第二種工業地域
第三種工業地域
第一種農用地
第二種農用地
第三種農用地
第一種森林地域
第二種森林地域
第三種森林地域
第一種公園地域
第二種公園地域
第三種公園地域
第一種緑地
第二種緑地
第三種緑地
第一種河川敷
第二種河川敷
第三種河川敷
第一種海岸地域
第二種海岸地域
第三種海岸地域
第一種埋立地
第二種埋立地
第三種埋立地
第一種防災地域
第二種防災地域
第三種防災地域
第一種防災緑地
第二種防災緑地
第三種防災緑地
第一種防災河川敷
第二種防災河川敷
第三種防災河川敷
第一種防災海岸地域
第二種防災海岸地域
第三種防災海岸地域
第一種防災埋立地
第二種防災埋立地
第三種防災埋立地

別図第1



別図第2



凡 例	
実施区域	
市町村界	-----
町 界	-----
字 界	-----